

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行に伴う省令の制定について

（諮問第3号）

<目 次>

資料 1 1 - 1 - 1 答申書（案）

資料 1 1 - 1 - 2 改正概要（平成30年8月24日総会（第10回）審議資料）

資料 1 1 - 1 - 3 制定省令（案）

（平成30年8月24日総会（第10回）審議資料）

情 郵 審 第 ※ ※ 号  
平 成 30 年 月 日

総 務 大 臣  
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書 (案)

平成30年8月24日付け諮問第3号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令の制定については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令案に係る意見募集

■ 意見募集期間 : 平成30年8月25日(土)から平成30年9月25日(火)まで

■ 意見提出件数 : 1件(法人・団体:0件、個人:1件)

■ 意見提出者 :

(意見受付順)

意見提出者(個人)	
1	個人

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令案に係る意見及びそれに対する考え方（案）

No.	意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>「総務省サイバーセキュリティ統括官室」が提唱している「国立研究開発法人情報通信研究機構」での「パスワード設定等に不備があるIoT機器の調査等を追加する等」を内容とする」と記載していますが、総務省サイバーセキュリティ統括官室が、国立研究開発法人情報通信研究機構に対し、総務省側が知識及び技能から来る、調査が出来る能力が有れば、賛成です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>省令（案）に対する賛成の御意見として承ります。国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）においては、サイバーセキュリティ分野の研究開発による技術的知見を有することから、本件調査等を適切に実施することができるものと考えます。また、総務省においては、サイバーセキュリティの確保等に関する事務を所掌し、サイバー攻撃の最新動向の把握等を行っており、本件調査等について、実施計画の認可等を通じ、NICTを適切に監督できるものと考えます。</p>	無

(平成30年8月24日総会(第10回)審議資料)

**電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を  
改正する法律(平成30年法律第24号)の施行に伴う省令の制定について  
(NICT法の一部改正に伴う識別符号の基準及び実施計画に関する規定整備関係)**

**平成30年8月  
総務省 サイバーセキュリティ統括官室**

- IoT機器などを悪用したサイバー攻撃の深刻化を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)の業務に、パスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査等を追加(5年間の時限措置)する等を内容とする国立研究開発法人情報通信研究機構法の改正を行うもの。

## サイバー脅威の深刻化

IoT機器の急激な増加に伴い、IoT機器を踏み台とするサイバー攻撃の脅威が顕在化。

※IoT機器を狙った攻撃は全体の3分の2(2016年)

## 対策の必要性

パスワード設定等に不備のあるIoT機器の実態を把握するため、調査機能の強化が急務。

## 体制の整備

NICTに機器調査に係る業務を追加し、電気通信事業者と連携しつつ対策を推進(下図)。

## 情報通信研究機構法の改正

(中長期目標・計画)意見聴取

CS戦略本部

総務大臣

総務省令で定めるところにより、業務の実施に関する計画を作成 → 3ページ参照

不正アクセス行為から防御するため必要な基準として総務省令で定める基準を満たさない識別符号(ID、パスワード)を入力 → 2ページ参照

情報通信研究機構

②情報提供

電気通信事業者

①機器調査

第三者機関

※ 改正後の電気通信事業法に規定する第三者機関に委託

③注意喚起

特定アクセス行為により、パスワード設定等に不備のある機器を(その機器に係るIPアドレス)特定

パスワード設定等に不備のある機器に係る利用者を特定し、設定変更の注意喚起

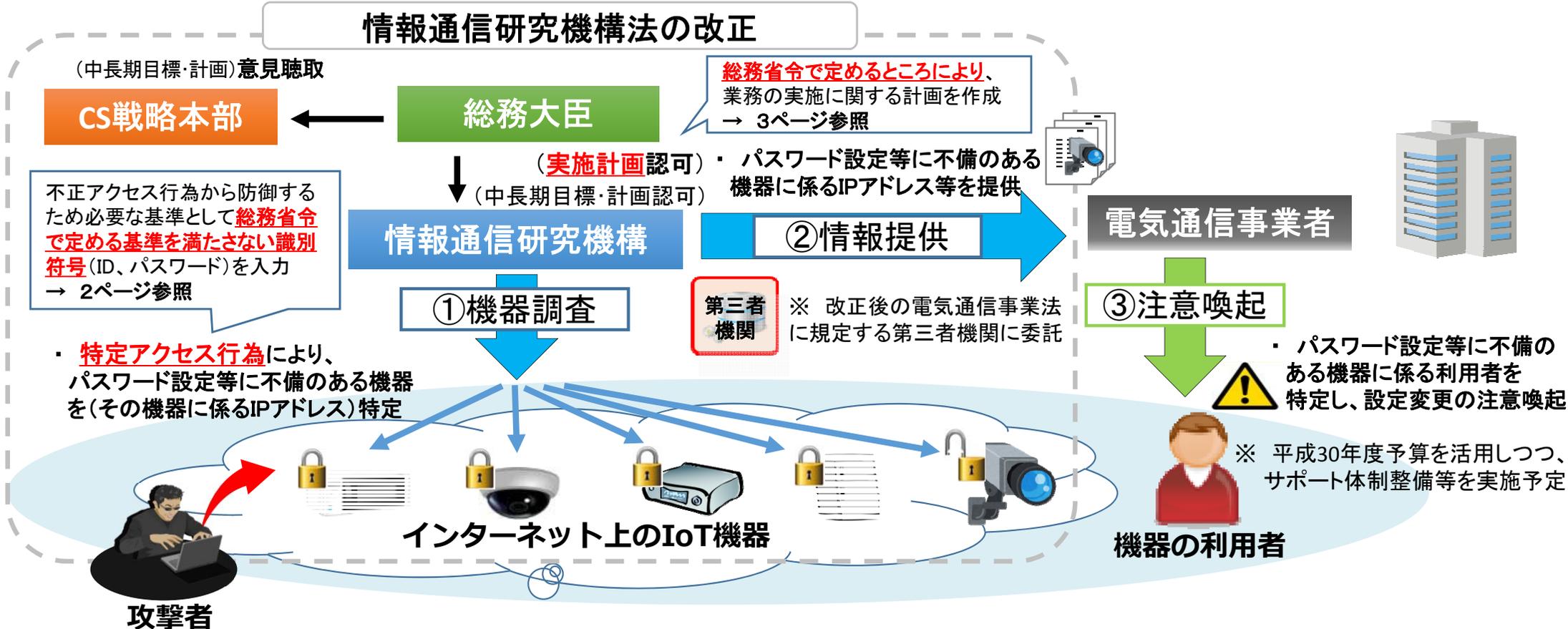


※ 平成30年度予算を活用しつつ、サポート体制整備等を実施予定

インターネット上のIoT機器

機器の利用者

攻撃者



## 改正法の概要

- NICTが特定アクセス行為において入力する識別符号（ID・パスワード）は、「不正アクセス行為から防御するため必要な基準として**総務省令で定める基準**を満たさないものに限る」とされている。（改正法附則第8条第4項第1号）
  - ※ 当該基準は電気通信事業者が総務大臣の認可を受けた技術的条件を勘案して定めるとされている。

## 省令案の概要

- 総務省令で定める基準として、以下の①及び②のいずれにも該当する暗証符号（パスワード）を規定。（省令案第1条）
  - ① 8文字以上であること。
  - ② これまで送信型対電気通信設備サイバー攻撃※のために用いられたもの、同一の文字のみ又は連続した文字のみを用いたものその他の容易に推測されるもの以外のものであること。
  - ※ 「送信型対電気通信設備サイバー攻撃」とは、以下を満たすものをいう。（改正電気通信事業法第116条の2第1項第1号）
    - ① サイバー攻撃（通常の通信によるトラフィック集中等は含まない。）のうち、② 電気通信設備（電気通信事業者の電気通信設備及び利用者の端末）を攻撃の対象とし、③ その機能に障害を与える通信の送信により行われるもの（受信者の行為が介在することにより障害が発生する場合は該当しない）

## 【該当するパスワードの例】

これまで送信型対電気通信設備サイバー攻撃のために用いられたもの	同一の文字のみ又は連続した文字のみを用いたもの
password、admin1234、supervisor、smcadmin	aaaaaaaa、11111111、abcdefgh、12345678

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）

附 則  
（業務の特例）

第八条

4

- 一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であって、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（当該識別符号について電気通信事業法第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定めている基準を勘案して不正アクセス行為から防御するため必要な基準として**総務省令で定める基準を満たさないものに限る。**）を入力して当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいう。

## 改正法の概要

- NICTにおいて特定アクセス行為等の業務が適切に行われることを確保する観点から、「**総務省令で定めるところにより**、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない」とされている。（改正法附則第9条）

## 省令案の概要

- 実施計画の認可に係る申請・変更手続、実施計画の記載事項を規定。（省令案第2条）

### 【実施計画の記載事項】

- ① 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- ② 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスその他のこれらの設備に関する事項
- ③ 特定アクセス行為に係る識別符号の方針及び当該方針に基づき入力する識別符号
- ④ 特定アクセス行為の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲その他のこれらの設備に関する事項
- ⑤ 特定アクセス行為により取得する通信履歴等の情報の安全管理措置その他の当該情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置に関する事項
- ⑥ 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項
- ⑦ その他必要な事項

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）

附 則  
（実施計画）

第九条 機構は、前条第二項に規定する業務を実施しようとするときは、**総務省令で定めるところにより、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならない。** これを変更しようとするときも、同様とする。

# 今後の想定スケジュール

平成30年									平成31年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
【法律(電気通信事業法及びNICT法の一部改正法)】											
	▲ 成立・公布 (5/16:成立、5/23:公布)						▲ 施行				
【省令】											
				● 諮問 (8/24)		● 答申 (10/19) ▲ 公布 (10月下旬)	▲ 施行				
【実施計画】											
							● 諮問 (12月上旬) ▼ 提出	● 答申 (1月下旬) ■ 認可		▼ 業務開始	

○総務省令第 号

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第八条第四項第一号及び第九条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

総務大臣 野田 聖子

(案)

国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める基準及び第九条に規定する業務の実施に関する計画に関する省令

（識別符号の基準）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）。以下「法」という。

（附則第八条第四項第一号に規定する総務省令で定める識別符号の基準は、暗証符号を設定する場合、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 字数八以上であること。
- 二 これまで送信型対電気通信設備サイバー攻撃のために用いられたもの、同一の文字のみ又は連続した文字のみを用いたものその他の容易に推測されるもの以外のものであること。

(実施計画)

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、法附則第九条前段の規定により業務の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）の認可を受けようとするときは、実施計画を総務大臣に提出して申請しなければならない。

2 機構が作成する実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先
- 二 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。以下同じ。）その他のこれらの設備に関する事項
- 三 特定アクセス行為に係る識別符号の方針及び当該方針に基づき入力する識別符号
- 四 特定アクセス行為の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲その他のこれらの設備に関する事項
- 五 特定アクセス行為により取得する通信履歴等の情報の安全管理措置その他の当該情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置に関する事項
- 六 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行

為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項

七 その他必要な事項

- 3 機構は、法附則第九条後段の規定により実施計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。

(この省令の失効)

- 2 この省令は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。